

## 農業集落汚水処理施設の新規接続に関する取扱い要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、富山市農業集落汚水処理施設条例第3条に定める各汚水処理施設へ新たに接続する排水施設について必要な事項を定めるものとする。

### (新規接続)

第2条 各汚水処理施設へ新たに接続したい旨の申請があったとき、市長は、次の各項に該当する場合は、その接続を認めるものとする。

- (1) その接続により、当該汚水処理施設の処理能力を超えないこと。
- (2) 申請地が下水道本管に面しており、本管の延長工事が必要でないこと。
- (3) 下水道本管へ接続するための勾配等が確保できること。
- (4) 市が積算する公共柵及び取付管の設置工事費が50万円以下であること。
- (5) 市が積算する公共柵及び取付管の設置工事費が50万円を超える場合で、これらの工事を新規接続者が自己負担で行い、その施設を市へ移管するとき（本管の個人布設を含む）。

ただし、勾配の関係によりポンプ施設を設置した場合、その施設は個人が維持管理するものとする。

### (新規接続工事等)

第3条 新たに設置する公共柵及び取付管の工事は、申請者が市へ分担金を納入した後に市が行うものとする。

また、前条第5項の規定により、新規接続者がこの工事を行うときは、その内容について、事前に市の承認を得るものとし、また、工事完了後は市の検査を受けるものとする。

なお、この工事に伴う道路占用申請等は、市が行うものとする。

### (新規接続の分担金)

第4条 新規接続に伴う市への分担金については、1口当たり別表のとおりとする。ただし、新規接続工事を個人が行う場合は、分担金を徴収しない。

また、既に公共柵が設置されている敷地内に、住宅を新築する場合でも、原則として分担金を徴収し市が新たに公共柵を設置する。

このとき、市が新たな公共柵を設置することが出来ないと判断する場合を除き、既設公共柵を共同で使用する場合であっても分担金を徴収する。

### (分担金口数)

第5条 分担金の口数は次のとおりとする。

- (1) 一般住宅は、1戸につき1口とする。
- (2) 複数の建物が渡り廊下等で接続され、水道メーターを共有していても、玄関、台所、風呂等が各々にあれば、それぞれ別口とする。

事務所及び店舗併用住宅等においても同様とする。

- (3) 一般住宅以外（店舗併用住宅を含む）の建物の口数は、次の表によるものとする。

種別	基準	口数
事務所・店舗・飲食店・ 医院・作業場等	延べ面積が160㎡以下	1
	延べ面積が160㎡を超えるもの	2

上記以外の建物	$M = n \times h \div 24 \div P$ M：口数（小数点以下四捨五入） n：既設浄化槽の人口数または、建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS3302-2000）による h：使用（利用）時間 P：当該集落平均世帯人口	M
---------	---	---

（４）前各項によりがたいとき、市長は類似施設の汚水排出量（水道使用量）等に準拠して別に算定する

（申請）

第6条 新規接続に関する申請は、様式第1号によるものとする。

（施設移管）

第7条 第2条第5項に規定する市への移管の申請は、様式第2号によるものとする。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

別表

(単位：円)

地域	地区		分担金額
富山	全地区		500,000
大沢野	船峯		289,600
	下夕北部		229,300
大山	大庄・福沢	一般家庭（敷地面積3,500㎡未満）	100,000
		一般家庭（敷地面積3,500㎡以上）	110,000
		事業所（敷地面積5,000㎡未満）	130,000
		事業所（敷地面積5,000㎡以上）	150,000
	日尾	一般家庭（敷地面積3,500㎡未満）	135,000
		一般家庭（敷地面積3,500㎡以上）	148,000
		事業所（敷地面積5,000㎡未満）	175,000
		事業所（敷地面積5,000㎡以上）	202,000
	岡田	一般家庭（敷地面積3,500㎡未満）	150,000
		一般家庭（敷地面積3,500㎡以上）	165,000
		事業所（敷地面積5,000㎡未満）	195,000
		事業所（敷地面積5,000㎡以上）	225,000
	牧	一般家庭（敷地面積3,500㎡未満）	190,000
		一般家庭（敷地面積3,500㎡以上）	209,000
		事業所（敷地面積5,000㎡未満）	247,000
		事業所（敷地面積5,000㎡以上）	285,000
八尾	深谷		608,000
	深谷（機能強化）		700,000
	檜尾		480,000
	岩屋		405,000
	道畑		465,000
	野積中部		523,000
	宮腰		515,000
	室牧		651,000
	西川倉		438,000
	卯花東部		522,000
	杉原東部		700,000
	野積北部		700,000
	仁歩		700,000
	布谷		700,000
井栗谷		662,000	
婦中	全地区	一般家庭	350,000
		一般家庭以外（敷地面積3,000㎡未満）	450,000
		一般家庭以外（敷地面積3,000㎡以上）	500,000
山田	全地区	一般家庭	300,000
		事業所	300,000
		宿泊施設（50人未満）	300,000
		宿泊施設（100人未満）	500,000
		宿泊施設（100人以上）	800,000
		医療施設等	500,000
細入	全地区	100mm	300,000
		200mm	500,000

様式第 1 号

公共柵及び取付管新設申請書

申請日	年 月 日
-----	-------

(宛先) 富山市長

課長	合議
----	----

排水設備等の設置場所		富山市				
使用者	住所	富山市	電話		※ 受付年月日	年 月 日
	フリガナ				※ 整理番号	地区
	名称	Ⓜ			第	号
	フリガナ				※ 施工者	
	氏名				※ 着工予定日	年 月 日
申請者	住所	富山市	電話		※ 竣工予定日	年 月 日
	フリガナ				※	
	氏名	Ⓜ			上水番号	第 号
土地所有者の承諾	住所		電話		メーター番号	口径 mm No.
	氏名	Ⓜ			竣工希望日	年 月 日
設置道路	種別	国道 県道 市道 その他( )			※ 着工日	年 月 日
	道路名				※ 完成日	年 月 日
	舗装構成				※ 検査日	年 月 日
添付書類	1 公共柵設置希望位置図 2 その他			※ 検査結果		
				※ 備考		

備考 ※の付いた欄は記載しないでください。

様式第 1 号- 2

(個人設置用)

公共柵及び取付管新設申請書

(宛先) 富山市長

申請日	年	月	日
-----	---	---	---

課長	合議
----	----

排水設備等の設置場所		富山市						
使用者	住所	富山市	電話		※ 受付年月日	年	月	日
	フリガナ				※ 整理番号	地区		
	名称	Ⓜ			第	号		
	フリガナ				※ 施工者			
	氏名				※ 着工予定日	年	月	日
申請者	住所	富山市	電話		※ 竣工予定日	年	月	日
	フリガナ				※			
	氏名	Ⓜ			上水番号	第	号	
土地所有者の承諾	住所		電話		メーター番号	口径	mm	No.
	氏名	Ⓜ			竣工希望日	年	月	日
設置道路	種別	国道 県道 市道 その他( )			※ 着工日	年	月	日
	道路名				※ 完成日	年	月	日
	舗装構成				※ 検査日	年	月	日
添付書類	1 公共柵設置位置図 2 その他(構造図等)			※ 検査結果				
特記事項	1. 上記のとおり、公共柵及び取付管を新設し、市に移管します。 2. 土地所有者とのトラブルは申請者の責任で対応し、市に対し異議申し立ては致しません。			※ 備考				

備考 1 ※の付いた欄は記載しないでください。

2 申請者と土地所有者が同一の場合、特記事項2は二重線で消して下さい。

様式第2号

年 月 日

(宛先) 富山市長

申請者

印

## 下水道施設の移管について

下水道施設について関係書類を添えて下記のとおり移管します。

### 記

1. 所在地及び名称

富山市

2. 添付図書

- (1) 施設明細書 (寄付採納願)
- (2) 位置図
- (3) 下水道管渠配管平面図 (竣工図) (1/500)
- (4) 工事詳細図 (断面図等)

## 寄付採納願

(宛先) 富山市長

寄付者

印

富山市

番地先の下水道施設を下記のとおり寄付します。

記

物件名	仕様	数量	備考
管渠		m	
人孔		箇所	
公共枿		箇所	
公共枿取付管		m	